

埼玉ソーシャルビジネスサポートネットワーク



埼玉県
共助社会づくり課

県内のNPO法人等の活動を支援



さいたま
NPOセンター

NPO法人と行政や市民を橋渡し



関東信越税理士会
埼玉県支部連合会

税金・申告・財務等に関する相談



日本政策金融公庫

資金調達の支援
サポートデスクの設置

セミナー開催
ワンストップ相談会の開催
勉強会の開催 など



埼玉県行政書士会

許認可取得や法人設立等に関する相談

点のサポートから面によるサポート

ソーシャルビジネスへの融資推進

ソーシャルビジネスを始める・営んでいるみなさまへ 新規開業資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、ご融資を通じて、高齢者、障害者の介護・福祉、子育て支援など、社会的課題をビジネスの手法で解決していく持続的な事業活動であるソーシャルビジネスのお手伝いをさせていただいております。

POINT 1

事業開始後 7 年以内の方まで、ご利用いただけます。

POINT 2

保育サービス事業や介護サービス事業を始める(営んでいる)方などは、特別利率が適用されます。

お手続きの流れ ※日数はおおよその目安です。

①お申込み

ご提出いただく書類は以下の通りです

- [個人・法人]借入申込書、見積書(設備資金の場合)、企業概要書または創業計画書(初めてご利用の方)
- [個人]最近 2 期分の申告決算書(申告されている方)
- [法人]最近 2 期分の決算書(決算を終えている方)・試算表、履歴事項全部証明書(初めてご利用の方)

②ご面談(お申込みから 1 週間程度)

- 資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお伺いします
- 営業状況(計画)や資産、負債のわかる書類をご準備ください
- 店舗や事務所をお訪ねすることがあります

③ご融資(ご面談から 2 週間程度)

- ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします
- お手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金します

新規開業資金の概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注1)		
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)		
ご返済期間(うち据置期間)	設備 15年(3年)以内【特に必要な場合20年(3年)以内】 運転 5年(6ヵ月)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】		
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		
	以下のような制度もあわせてご利用いただけます。		
	■新創業融資制度		
	ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方で、一定の要件を満たす方	
	ご融資額	3,000万円以内(うち運転資金1,500万円以内)	
	ご返済期間(うち据置期間)	設備:15年(2年)以内 運転:5年(1年)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】	
	担保・保証人	原則として、無担保・無保証人(注2)	
	■担保を不要とする融資制度		
	ご利用いただける方	税務申告を2期以上行っている方	
	ご融資額	4,800万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	設備:15年(2年)以内 運転:5年(1年)以内【特に必要な場合7年(1年)以内】		
担保・保証人	個人の方:原則として、無担保・無保証人 法人の方:原則として、無担保・代表者の方の保証		
利率(年)	ソーシャルビジネス関連(注1)	1 保育サービス事業や介護サービス事業等(注3)を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	特別利率C
		2 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	特別利率A
		3 認定NPO法人(仮認定NPO法人を含む。)	特別利率A
		4 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方であって、公庫からフォローアップを受ける(注4)方	特別利率A
		5 上記1~4以外	基準利率 特定の資金は特別利率

(注1)一定の要件を満たす必要があります。くわしくは支店の窓口までお問い合わせください。

(注2)利率低減措置をご希望される場合は、代表者の方の保証が必要です。

(注3)老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業等を指します。

(注4)ご融資後3年間、半期に1回、事業計画の進捗状況を確認させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

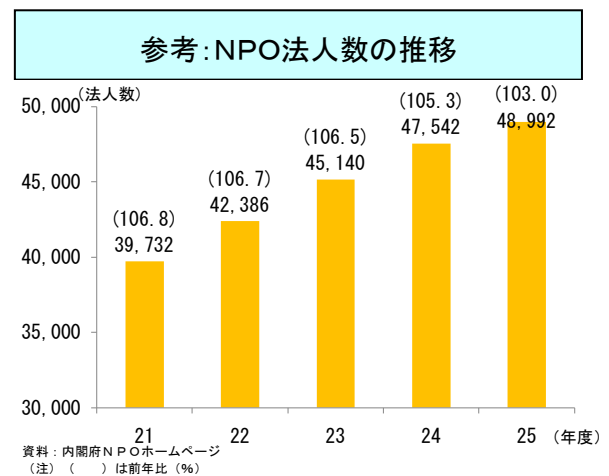
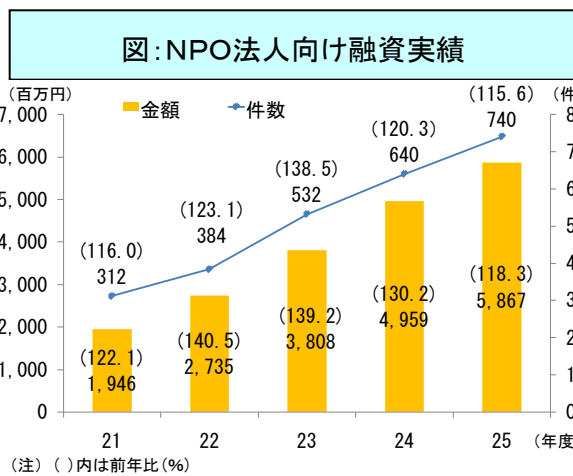
(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

事業を営むNPO法人のみなさまへ 融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、ご融資を通じて、みなさまの事業のお手伝いをしています。NPO法人への融資実績は年間 740 件(前年比 116%)を超えました。



お手続きの流れ ※日数はおおよその目安です。

①お申込み

ご提出いただく書類は以下の通りです

- 借入申込書、見積書(設備資金の場合)
- 最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む)、最近の試算表
- 企業概要書または創業計画書(はじめてご利用の方)
- 法人の履歴事項全部証明書、定款(はじめてご利用の方)

1 週間程度

②ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話しをお伺いします
- ご準備いただく書類は、営業状況(計画)や資産、負債のわかる書類などです
- 店舗や事務所をお訪ねすることがあります

2 週間程度

③ご融資

- ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします
- ご契約手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします

ご紹介する融資制度の例

資金名		新規開業資金	企業活力強化資金
ご利用いただける方		新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注1)	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方等(注1)
ポイント		介護・福祉事業(注2)を営む方や認定NPO法人など、一定の要件に該当する方には、特別利率が適用されます。	一定の要件に該当する方には、特別利率が適用されます。
無担保・無保証人融資	ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方で、一定の要件に該当する方	
	ご融資額	3,000万円以内(うち運転資金1,500万円以内)	
	ご返済期間(特に必要な場合)	設備 15年以内 運転 5年(7年)以内	
無担保融資	ご利用いただける方	税務申告を2期以上行っている方	
	ご融資額	4,800万円以内	
	ご返済期間(特に必要な場合)	設備 15年以内 運転 5年(7年)以内	
有担保融資	ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)	
	ご返済期間(特に必要な場合)	設備 15年(20年)以内 運転 5年(7年)以内	設備 20年以内 運転 5年(7年)以内

(注1) ご利用いただくには、一定の要件を満たす必要があります。

(注2) 老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業等を指します。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

融資利用例

ケース1: 行政からの委託事業実施のためのつなぎ資金として利用

事業内容	人材育成事業	ご融資金額	400万円
お使いみち	人件費等の諸経費支払資金	毎月のご返済元金(利息を除く)	7万円(5年返済)

ケース2: デイサービス施設の開設資金として利用

事業内容	通所介護事業	ご融資金額	3,000万円
お使いみち	施設の建設資金、車両等の購入資金	毎月のご返済元金(利息を除く)	18万円(15年返済) ※1年間の元金据置期間を含む

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業